大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洲市人権尊重のまちづくり条例(平成17年大洲市条例第3号) に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現に資するため、 パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 性的マイノリティ 出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性というパターンに当てはまらない人をいう。
 - (2) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
 - (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
 - (4) 通称名 戸籍上の名前でない世間一般において使用しており、通用している名前をいう。

(宣誓の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日(以下「宣誓日」という。) において、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に定める成年に達していること。
 - (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
 - (3) 双方に配偶者がいないこと。
 - (4) 双方に宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
 - (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、大洲市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及び大洲市パートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)に自ら必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないときは、市職員 及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類を宣誓書に添えて提出し、又は提示するものとする。
 - (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。)。ただし、次条の規定により提示を求める書類により、住所が確認できる場合を除く。
 - (2) 宣誓日において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
 - (3) 戸籍抄本、独身証明書等現に婚姻していないことを証明する書類(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に本市と調整するものとする。 (本人確認)
- 第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、 次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明等であって、本人の顔写真が貼付されたもの(有効期限内であるものに限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 (通称名の使用)
- 第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、 宣誓書において通称名を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓をした者に対し、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証明カード(様式第4号。以下「受領証明カード」という。)及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証及び受領証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」

という。)は、当該受領証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓し、若しくは改名した ときは、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再 交付申請書」という。)を市長に提出することができる。

- 2 前項の申請書を提出するものは、第5条に掲げる書類のいずれかを提示するものとす る。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証及び受領証明カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

- 第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大洲市パートナーシップ宣誓 書受領証等返還届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。この場合において、 第1号又は第4号に該当するときは、受領証及び受領証明カードを返還するものとする。
 - (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。
 - (4) 第3条第3号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の届出書を提出する者に準用する。

(宣誓書の保存期間)

第10条 宣誓書の保存期間は長期とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大洲市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

大洲市長 様

私たちは、大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いを その人生のパートナーとすることを宣誓します。

| | | (フリガナ) | | | | (フリガナ) | | | |
|---|-----------------|--------|-------------|----------|---|--------|-------------|-------|---|
| 宣 | 戸籍上の氏名 又は通称名 | | | | | | | | |
| 誓 | (自 署) | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | 年 | 月 | 月 | | 年 | 月 | 月 |
| 者 | X + 7 | | | <u>л</u> | — | | | | Н |
| | 住所 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | (フリガナ) | | | | (フリガナ) | | | |
| 代 | 戸籍上の氏名 又は通称名 | | | | | | | | |
| 筆 | (自署) | | | | | | | | |
| 者 | 住 所 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

大洲市パートナーシップ宣誓に関する確認書

| | | | | 年 | 月 | |
|---|---|---|-------------------------------------|---------|-------|--|
| | 宣 | 誓 | 者 | | | |
| 戸籍上の氏名 ※ | | | | | | |
| ァリガナ 通 称 名 | | | | | | |
| 代筆の理由 | | | | | | |
| 電 話 番 号 | | | | | | |
| メールアドレス | | | | | | |
| ※外国籍の人の場合 | aは、それに準じるもの | | | | | |
| | 確 認 事 | 項 | | | | |
| 項 | 目 | 回答:該 | 核当する□に | 「☑」をしてぐ | ください。 | |
| · · | 的マイノリティであり、 トナーとし、日常の生活 し合うことを約束した関 | □ 左記に誌 | 亥当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| 2 双方が成年に達して | ていること | □ 左記に該 | 亥 当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| 3 双方が市内に住所 | を有していること | □ 左記に該 | 核当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| への転入を予定し | を有し、かつ他方が市内 ていること 入を予定していること | □ ①に該当 □ ②に該当 転入予定者 (転入予年 下を 下を を 下を でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを | 名 の氏名 月日 月日 日 の氏名 月日 | 口 左記に該 | 当しない | |
| 5 双方に配偶者がいれ | ないこと | □ 左記に該 | 亥当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| 6 双方に宣誓をする ーシップの関係にない | 相手以外の者とパートナ ハこと | □ 左記に該 | 亥当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| により婚姻をするこ | ら第736条までの規定 とができない関係にない ップに基づき養子縁組を いた場合を除く) | □ 左記に誌 | 亥当 | □ 左記に該 | 当しない | |
| 【大洲市記入欄】 | | | | | | |
| 本人確認書類 □ 個人番号カード □ 運転免許証又は運転経歴証明書 □ 旅券 □ 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 □ その他() | | | | | | |

大洲市パートナーシップ宣誓書受領証

| | | |
|---------|---------|--|
| | | |

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人から パートナーシップの宣誓書を受領しました。

大洲市は、個性と能力を発揮できる人権尊重のまちづくりを推進しています。

お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと輝き、活躍される ことを願っています。

年 月 日

大洲市長即

(表)

大洲市パートナーシップ宣誓書 受領証明カード

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ の宣誓書を受領したことを証します。

 様
 様

 第 号 年 月 日

 大洲市長

(裏)

このカードの提示を受けられた方へ

このカードは、お二人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを大洲市として証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分 にご理解くださいますようお願いします。

【特記事項】

※特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。 ※大きさは、縦5.4 CM、横8.5 CMとする。

大洲市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

(届出書) 住 所 氏 名 電話番号 (代筆者) 住 所 氏 名

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

| | 宣 | 誓 | <u>*</u> | | | |
|-----------------|---|---------------|---------------------------|----|---|---|
| 戸籍上の氏名 又は通称名 | (フリガナ) | | (フリガナ) | | | |
| 生 年 月 日 | 年 | 月 日 | | 年 | 月 | 日 |
| 宣誓日 | 年 | . 月 | Ħ | | | |
| 再交付を求め る書類 | □ 大洲市パートナー受領書□ 大洲市パートナー | | □ 大洲市パー 受領書 □ 大洲市パー | | | |
| | 受領証明カード | | 受領証明力 | ード | | |
| 再交付の理由 | □ 紛失 □ 汚損 □ その他(具体的なま | □ 改姓・ī 理由: | · 改名 | | |) |

(注意事項)

- 要綱第5条に掲げる本人確認書類のいずれかを提示してください。
- ・再交付の理由が改姓・改名の場合は、事実が確認できる書類を添付してください。
- ・紛失以外の理由の場合、交付済みの受領書又は受領証明カードと引き換えに、新しい受領証、 受領証明カードを再交付します。

【大洲市記入欄】

| 本人確認書類 | | | | | | | |
|--------------|----------------|------|---|--|--|--|--|
| □ 個人番号カード | □ 運転免許証又は運転経歴書 | □ 旅券 | | | | | |
| □ 官公署が発行した本人 | の顔写真が貼付された免許証等 | | | | | | |
| □ その他(| | |) | | | | |

大洲市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

年 月 日

大洲市長 様

(届出書) 住 所

氏 名

電話番号

(届出書) 住 所

氏 名

電話番号

(代筆者) 住 所

氏 名

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定に基づき、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

| 宣誓日 | 年 月 日 |
|-------|---|
| 返還の理由 | 1 □ パートナーシップを解消した 2 □ 一方が死亡した 3 □ 一方又は双方が転出した 4 □ 要綱第3条第3号から第5号までのいずれかに該当しなくなった 5 □ その他(具体的な理由:) |

(注意事項)

- ・要綱第5条に掲げる2名分の本人確認書類のいずれかを提示してください。
- ・返還の理由が1又は4に該当するときは、大洲市パートナーシップ宣誓書受領証及び2名分の 大洲市パートナーシップ宣誓書受領証明カードを添付してください。

| * | 添付できない理由 | 口 紛失 | □ その他 (| ١ |
|----------|----------|--------------------|---------|---|
| % | 終してのなる。 | $\square m \wedge$ | | , |

【大洲市記入欄】

| 本人確認書類 | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------|------|---|--|--|--|--|--|
| □ 個人番号カード | □ 運転免許証又は運転経歴証明書 | □ 旅券 | | | | | | |
| □ 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 | | | | | | | | |
| □ その他(| | |) | | | | | |